

議事日程(第5号)

平成27年3月24日 午前9時00分開議

- 日程第1 委員会調査報告(議会改革特別委員会)
- 日程第2 議案第33号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 平成27年度うきは市一般会計予算
- 日程第4 議案第8号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第9号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第6 議案第10号 平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第7 議案第11号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第8 議案第12号 平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第13号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第12 追加議案上程 議案第39号から議案第40号まで 2件
発議第1号から発議第2号まで 2件
- 日程第13 市長の提案理由説明
- 日程第14 議案第39号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第2号 うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第18 諸報告
- 日程第19 閉会中の調査の申出について
上水道事業についての調査(総務産業常任委員会)
農業公社の経営状況についての調査(総務産業常任委員会)
所管事務調査(総務産業常任委員会)
市内福祉関連施設についての現地調査(厚生文教常任委員会)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会調査報告（議会改革特別委員会）
- 日程第2 議案第33号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第7号 平成27年度うきは市一般会計予算
- 日程第4 議案第8号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第9号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第6 議案第10号 平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第7 議案第11号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第8 議案第12号 平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第13号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第15号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第12 追加議案上程 議案第39号から議案第40号まで 2件
発議第1号から発議第2号まで 2件
- 日程第13 市長の提案理由説明
- 日程第14 議案第39号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第2号 うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第18 諸報告
- 日程第19 閉会中の調査の申出について
上水道事業についての調査（総務産業常任委員会）
農業公社の経営状況についての調査（総務産業常任委員会）
所管事務調査（総務産業常任委員会）
市内福祉関連施設についての現地調査（厚生文教常任委員会）
所管事務調査（厚生文教常任委員会）
-

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鎌水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
徴収対策室長	内藤 一成君	市民生活課長	重富 孝治君
生涯学習課長	安元 正徳君	監査委員事務局長	段野 弘美君
保健課長	金子 好治君	福祉事務所長	後藤 一善君
住環境建設課長	江藤 武紀君	災害対策推進室長	高瀬 智君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、議会改革特別委員会より閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。13番、三園議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（三園三次郎君） 改めて、おはようございます。

議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。平成26年6月議会にて全議員による議会改革特別委員会を設置し、議会改革に関し種々調査を行い検討を重ねてまいりました。平成27年2月26日、第8回の議会改革特別委員会において一定の調査が終了しましたので、その結果について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により下記のとおり報告をいたします。

委員会の開催日、協議事項の順で記載をしております。第1回が平成26年6月23日実施いたしました。26年度は議員の改選時期でございましたものですから、開会の時期がおくれて6月が第1回ということになってあります。まず、特別委員会の組織体制と今後の取り組みについて協議をいたしました。皆さん方から出された課題については、そこに1から15まで記載しているとおりでございます。次回、組織体制と取り組み事項について案を示して協議を決定しました。

次のページであります。第2回が26年7月3日開催いたしました。組織体制と取り組み事項についてであります。15名全員で協議するよりも部会を設けたほうが内容的にいいんじゃないかというようなことで2つの部会を設けたわけでございます。議会制度部会、それから議会運営部会、そこにそれぞれ担当の項目について記載をしております。また、全体協議事項として議会報告会の実施について、いわゆる議会基本条例では4月に議会報告会を行うようにしてありましたけれども、26年はちょうど市議会議員の改選時期と重なりましたので、4月実施が困難でありましたので、途中で6月議会とかいろいろありますけれども9月議会後でないと実施できないということで結論に至ったわけでございます。

それから、議会基本条例に関する見直しであります。議会基本条例の中で、改選後、議会基本条例の見直しをする条項が決められているわけでございます。このものについては、見直しの手続ということで第27条に、議会は一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとするということが決められてあります。したがって、このことについて協議をしたわけでございます。

次に、第3回の協議会であります。26年8月28日に各部会からの報告を行っていただき

ました。議会制度部会からは委員会の制度のあり方、会派に関する規定、予算決算委員会のあり方、そして議員定数と報酬、政務活動費、議会規律のあり方、自治組織における議員の位置づけ。一方、議会運営部会からは議会のネット中継、安価な方向で中継を実施すること、それから事業仕分け補助金の見直し、これらについての検討がなされたわけでございます。

それから2番目に、議会報告会についてであります。議会報告会については一応3班に班を構成したわけであります。15名の議員を3班に構成して、そして1会場ごとに5名の議員が出席しますが、11会場ということでございますので、1班と2班が4会場、3班が3会場を受け持ったわけでございます。

次のページをお願いします。

第4回が26年10月3日に開催をいたしました。協議事項については今まで出されたものについて再検討をやったわけであります。

そして、第5回、5ページであります。第5回が26年11月27日に開催したわけでございます。議会報告会の集約を行って、それを発表いたしました。今回の議会報告会は前年度よりも少し人員が減りましたが、329名という出席をいただいたわけでございます。それから、議会基本条例の見直しについては検討を行った結果、今回は、改正は行わず現行どおりと決定をいたしましたわけであります。

それから、大刀洗町議会の視察研修、26年12月19日に行うことで、また、その他としては3月定例会で条例改正が必要となる事項については各部会で結論を出して、次回の全体会で協議する。したがって、全体会議を第6回、27年1月9日に実施したわけであります。

各部会からの報告でございますが、議会制度部会からは、別紙の7ページ、9ページに記載のとおりであります。それから、議会運営部会からは、全員協議会のあり方について協議の場として会議規則に規定することに関し、次回、規則改正案と全国市議会での設置状況の提示、法的縛りの再調査を行うことで次に移ったわけであります。

第7回が26年2月4日、うきは市議会会派に関する規程の確認を行いました。これ、10ページに案を出しております。

それから、2番目に議会運営部会からの報告については、最終決定事項について報告、全体で確認を行ったわけであります。会議規則改正案については、次回までに全体の結論を出すことで、その他については、個人所有タブレット端末の議場持ち込みについて次回に協議することを決定したわけであります。

第8回、最終回でありますけれども、6ページです。27年2月16日に協議を行いました。うきは市議会会議規則一部改正について、全員協議会を会議規則に規定する条文を加える改正を行う。これは全国市議会から調査をいただきました。調査をいただいたわけであります。現在、

全国で812の市がありますけれども、その中の514の市で、こういう協議の場を会議規則の中に規定しているということで、63.3%というような数字がわかりましたので、うきは市においてもぜひ、うきは市議会会議規則を一部改正して、全員協議会を規則の中に織り込もうということでございます。

2番目の個人タブレット端末の議場持ち込みについては、議案に関する検索機能のみの使用を認めて、職員もちろん同様でございます。使用については議会だよりをもって一般市民にも周知をしようということでございます。

3番目、一般質問の通告書の締め切りについては異議が出されました。というのは、現在は一般質問の通告書を、議会開会前の1週間前の全員協議会の開始前に出してありますけれども、議案書等を配付した後でないと内容がわからないということで異議が出されましたけれども、これは26年9月に締め切り日の改正をしたばかりでありますので、当分の間このまま行って、今後の検討課題ということでございます。

本会議での委員長報告に対する質疑についてであります。委員長の質疑に対して、委員長が即答できない場合は、委員長は議長の許可を得て委員に答弁させることができるという協議になりました。

それから、次回の議会報告会を決定しております。次回というのはこの27年度であります。日程は4月20日から23日まで、毎日3会場ずつ、一番最後は2会場になりますけれども、4月20日、妹川、新川、田籠、4月21日、小塩、福富、山春、4月22日、吉井、江南、御幸、そして4月23日が千年、大石で、平成27年度の議会報告会、第3回になります。こういう報告会を行うことにしております。

7ページから先は関連のものを資料としてつけておりますので、ごらんいただくとありがたいと思います。

以上、平成26年度の議会改革特別委員会の協議過程あるいは結果について御報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による特別委員会で調査を行いましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

以上で議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

日程第2. 議案第33号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第33号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長に報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第33号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては総務産業常任委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果を御報告申し上げたいと思います。

本議案につきましては、厚生文教常任委員会の所管とする地域ケア会議委員に係る費用弁償を新たに加える改正には異論はないものの、区長報酬の減額改定に関しては、当分の間としている区長委嘱の廃止がまだ明確でないことなど、今後の市政運営に混乱を来す要因をはらんでおり、区長報酬減額のみ改定では、さらに問題の悪化が懸念されるとしてこれを保留とし、今月16日開催の予算特別委員会における総括質疑において方針とする区長委嘱廃止の是非及び平成27年度までと曖昧にしている委嘱期限を市長に正し、これを明確にした上で再度審査を行うとしていたところでございます。その結果、皆さんお聞きのとおり、区長委嘱の廃止には方針どおり異論はないものの廃止時期については平行線をたどる論議に終始し、結論には至りませんでした。

また、市長は、議案である区長報酬減額と委嘱廃止は異なるとの見解を示しましたが、その理論は当然認識しつつも混乱の原因はもはや一体となっていると言わざるを得ません。

委員会ではその結果を踏まえ、委員においては、このままでは地元区長等との信頼は保てない、議会の権威を損なうなど悲観的な意見が大勢を占めましたが、市長答弁内容等の精査、分析を行い、区長協議会及び次年度就任予定の区長選任の動向等を総合的に見きわめた上で、1点目は、限りにおいて早期に委嘱を廃止し、うきは百年の大計とする市政基盤をなす自治組織の形成に取り組もうとする市長の姿勢、2点目は、市長と区長協議会等との協議段階における信頼関係、3点目は、決断による混乱なき柔軟な準備がため等々市長のおかれている立場等も鋭意勘案し、明言はなくとも早期段階で区長委嘱を廃止し、本来あるべき自治組織の進展に向かうであろうとの市長の内なる決意を見定め、この際、全会一致で原案どおり可決することに決したものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第7号

日程第4. 議案第8号

日程第5. 議案第9号

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第12号

日程第9. 議案第13号

日程第10. 議案第14号

日程第11. 議案第15号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案第7号平成27年度うきは市一般会計予算から日程第11、議案第15号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までは予算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について予算特別委員長の報告を求めます。14番、高山予算特別委員長。

○予算特別委員長（高山 敏枝君） ただいま議題となりました平成27年度第1回市議会定例会に提案されました議案第7号平成27年度うきは市一般会計予算から議案第15号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までの9議案の各会計歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。

審査の結果を申し上げます。特別委員会では3月16日から20日までの4日間にわたり審査を行いました。運営につきましては三園副委員長とともに全力を尽くさせていただきました。

その結果、議案第7号平成27年度うきは市一般会計予算から議案第15号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までの9議案は全て全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。質疑は全議員による予算特別委員会で審査しましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 追加議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、追加議案の上程を行います。議案第39号から議案第40号までの2件、発議第1号から発議第2号までの2件を上程します。

日程第13. 市長の提案理由の説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 改めまして、おはようございます。

本日、追加提案いたします議案は、条例案件2件でございます。

まず、議案第39号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市行政組織条例の一部改正に伴い、うきは市人権・同和対策審議会の属する執行機関について教育委員会より市長に変更するものでございます。

続きまして、議案第40号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市行政組織条例の一部改正に伴い、当条例の関係部分の改正を行うものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

この議案は、市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よ

ろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第14. 議案第39号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第39号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 追加議案書1ページをお開きください。

議案第39号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年3月24日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページです。

議案第39号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。そこに記載しておりますように、うきは市行政組織条例の一部改正に伴い、平成27年4月1日より、うきは市人権・同和対策審議会の属する執行機関について、教育委員会より市長に変更するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第40号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第40号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 追加議案書3ページをお開きください。

議案第40号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年3月24日。うきは市長高木典雄。

追加議案書4ページです。

議案第40号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市行政組織条例の一部改正に伴い、教育委員会所管であった男女共同参画センターを平成27年4月1日より市長部局の所管とするために当条例の関係部分の改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

日程第16. 発議第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは追加議案書の5ページをお願いいたします。

発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月24日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員三園三次郎。賛成者、うきは市議会議員藤田光彦、同大越秀男、同櫛川正男、同江藤芳光、同佐藤湛陽。

続きまして、6ページをお願いいたします。

うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。

うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては第2条でございますけれども、行政組織条例の一部改正に伴い、それぞれの所管を改正するものでございます。

それから、一番下の第23条でございますけれども、第23条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるということでございます。

附則の経過措置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則には、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期についての経過措置が規定されております。このため、現在の教育長と教育委員会の委員長の任期満了日が施行日以降の場合は委員会条例にも経過措置を設けることが必要ということから、現在の教育委員会委員長は任期満了となるまで現在の委員会条例第23条が適用されるということを含ませさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ただいま議題となりました、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は先ほど提出をされました議案第30号のうきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、この議案が可決されてありますからそれに伴ってうきは市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

提案理由は、そのように行政組織条例が改正されたことに伴うものでありまして、その理由はそこに書いてありますような状況に改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

三園議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第17. 発議第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、発議第2号うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは追加議案書の7ページをお願いいたします。

発議第2号うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

標記の規則案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月24日。うきは市議会議長、岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員、櫛川正男。賛成者、うきは市議会議員大越秀男、同諫山茂樹、同伊藤善康、同藤田光彦、同上野恭子、同鐘水英一。

次のページ、8ページをお願いします。

うきは市議会会議規則の一部を改正する規則。

うきは市議会会議規則の一部を次のように改正する。

以下、内容でございますけれども、第6章、協議または調整を行うための場ということで、こ

の第6章及び第108条に全員協議会の内容を加えるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番、櫛川正男議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） ただいま議題となりました発議第2号うきは市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を申し上げます。

さきの議会改革特別委員会での決定事項といたしまして、現在、任意に開かれています議会の全員協議会を公的な協議の場として明確に規定するために、うきは市議会会議規則の一部を改正するものであります。つきましては、一部改正としての議案を提出いたしましたので、皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたしまして提案理由といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

櫛川議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

日程第18. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第19. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれの閉会中の調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

ここで市長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第1回市議会定例会閉会に当たりまして一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月5日から本日までの20日間開会いたしました第1回うきは市議会定例会におきまして、平成27年度当初予算案を初め、条例、その他、各重要案件につきまして議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては十分これを尊重し、検討いたしまして今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じます。

さて、平成27年度は私の1期目の最終年度となります。これまでの歩みをとめることなく、山積する課題を1つずつ解決し、一層の市政発展に努力をいたしたいと存じておりますので、議員の皆様におかれましては今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと存じます。

いよいよ平成27年度が始まり、4月1日の区長会を初め5日には消防団入退団式が、9日には小学校、10日には中学校の入学式などが行われることとなっております。議員の皆様におかれましては新年度を迎え大変御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のため御尽力いただきますよう心から祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、財政課長の犬熊孝則。次に、税務課長の内山勇。大変申しわけありません。本日、先ほど議長のほうからお話がありましたように、緊急の所用がございまして欠席をさせていただいております。次に、福祉事務所長の後藤一善。次に、住環境建設課長の江藤武紀。続きまして、浮羽市民課長の篠原武英。次に、会計課長の佐々木正志。次に、自動車学校長の中嶋吾郎。

以上、7名が退職いたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） それでは議員の皆さんに報告します。6月定例会の開会日を6月3日水曜日、開会予定としておりますので、御報告しておきます。

これをもちまして、平成27年第1回うきは市議会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 伊 藤 善 康

署名議員 諫 山 茂 樹